第３次 厚木市文化芸術振興計画（案）　概要

資料４

1 計画概要

（1）計画の位置付け
・「厚木市文化芸術振興条例」第6条に規定する文化芸術の振興に関する基本計画
・文化芸術基本法第7条に基づく地域文化芸術推進基本計画
（2）計画の期間と構成
令和9（2027）年度から令和17（2035）年度までの9年間

計画期間と構成

R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17

第３次計画（基本理念・基本目標・基本施策）９年

前期実施計画（４年）　後期実施計画（５年）

2 策定の背景

人口減少、少子高齢化の進行、価値観やライフスタイルの多様化

■文化芸術活動を担う人・支える人の不足
■次世代の担い手の育成
■文化芸術に関する取組の認知度の向上
■年代や対象に応じた効果的な情報発信

などについて、さらに積極的に取り組む必要があります。

3 基本理念

人・まち・自然が響きあう
あつぎの文化芸術を創造する

文化・芸術の素晴らしさや歴史に誇りを感じ、これまで以上にその価値を磨き高めることで、市内外から人々が訪れ、人と人とが響きあい、つながり、文化・芸術・歴史の聖地として認識されるまちの実現を目指します。

4 計画のキーワード

ウェルビーイング

文化芸術に参加・発表することで市民の心身の健康と幸福感を高め、人生を豊かに暮らすことにつなげる

シビックプライド

先人が築いた歴史に触れることでまちの活性化と郷土への誇りを育む

ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

5 基本目標・基本施策

「人生」「まち」「人のつながり」を軸に　施策の目指す姿を明確化

※こどもに関する取組は、施策を横断して展開します。
※国・県計画、計画策定方針、総合計画を踏まえ、基本施策を設定

基本目標１ 文化芸術で人生を豊かにする　人生

■こどもから高齢者まで、年齢や障がいの有無、生活環境等にかかわらず、誰もがそれぞれの関心や状況に応じて文化芸術に触れ、鑑賞し、体験し、創造・表現することができる環境づくりを進めます。
■文化芸術を「特別なもの」としてではなく、市民の身近な暮らしの中にあるものとして捉え、日常の中で気軽に文化芸術を楽しめる機会を提供します。

文化芸術による心の豊かさや生きがいの創出、自己実現を促すとともに、市民一人ひとりが自分らしく充実した生活を送ることができるよう、ウェルビーイングの向上につなげます。

- 基本施策１　文化芸術を創造・表現できる機会の提供　総合計画
- 基本施策２　文化芸術活動に参加・体験する機会の提供　総合計画
- 基本施策３　多様な文化に触れ、互いを尊重する心の育成　国・県

基本目標２ 文化芸術でまちが成長・活性化する　まち

■文化的資源を保存・継承するだけでなく、その価値を多くの人に広め、学び、体験する機会を提供し、活用することで、新たな魅力や価値を生み出していきます。
■文化芸術に関する活動やイベント、文化施設等において、本市の文化・芸術や歴史の魅力を市内外へ積極的に発信します。

文化芸術と観光、地域づくり、産業などの様々な分野との連携を進め、文化芸術をまちのにぎわいや交流の創出につなげるとともに、市民が厚木の魅力を再発見し、地域への愛着と誇りを持つことができるよう、シビックプライドの醸成を図ります。

- 基本施策１　文化芸術に関する情報の収集及び発信の充実　策定方針
- 基本施策２　文化施設の整備と提供　総合計画
- 基本施策３　文化財や伝統文化の保存・継承及び活用　総合計画

基本目標３ 文化芸術で人やつながりが育つ　つながり

■文化芸術に携わる人材や団体の活動を支える取組を進めます。
■こどもや若者を始め、誰もが文化芸術に関わり、活動を通じて人とつながることができる環境を整えるため、次世代を担うこどもや若者の文化芸術活動を促進する取組を進めます。

多様な担い手がつながり、支え合いながら活動できる環境を整えることを通じて、文化芸術活動の裾野を広げ、持続的な発展につなげます。

- 基本施策１　文化芸術に携わる人材の育成・発掘　総合計画
- 基本施策２　文化芸術関係団体への支援　策定方針

6 推進体制

①多様な主体と連携し、それぞれの強みを生かしながら、協働し、計画の着実な推進を図ります。

多様な主体

■市民、文化芸術団体、大学及び企業等
■（公財）厚木市文化振興財団
■厚木市文化芸術振興委員会

②PDCAサイクルにより、実施状況や成果を把握し、点検・評価を行い、改善につなげます。
※PDCAサイクルでは、計画（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→改善（Action）を基本として進行管理を行います。